

学校法人の情報公開について

○現行法に基づく財務関係書類の情報公開

	私立学校法関係	私立学校振興助成法関係
作成義務文書	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表 収支計算書 資金収支計算書 消費収支計算書 (監事の) 監査報告書 財産目録 事業報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 貸借対照表及び附属する明細表 収支計算書 資金収支計算書及び附属する内訳表 消費収支計算書及び附属する消費収支内訳表 公認会計士又は監査法人の監査報告書 収支予算書
公開対象者	当該学校法人の設置する私立学校に在学する者 その他の利害関係人	〔 所轄庁（文部科学大臣等）に対し 情報公開請求があった場合、大科目等を公開 〕

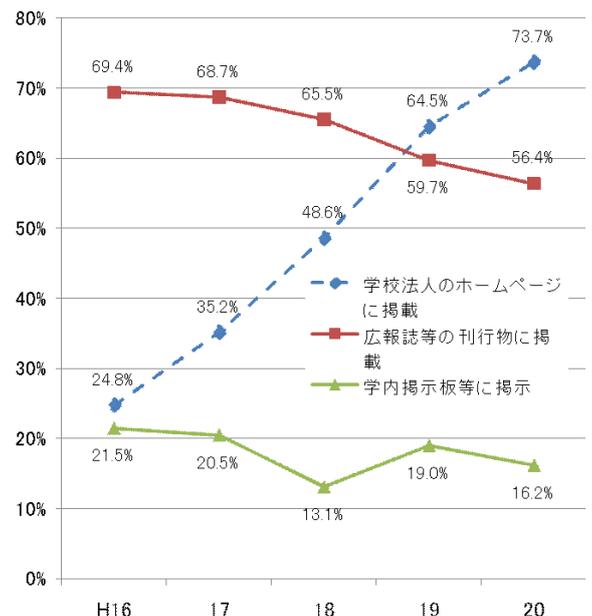
これら法律による義務付けに加えて、学校法人が自主的に行っている情報公開の状況は以下の通り。

○平成20年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果

① 一般公開の状況と方法

(複数回答)

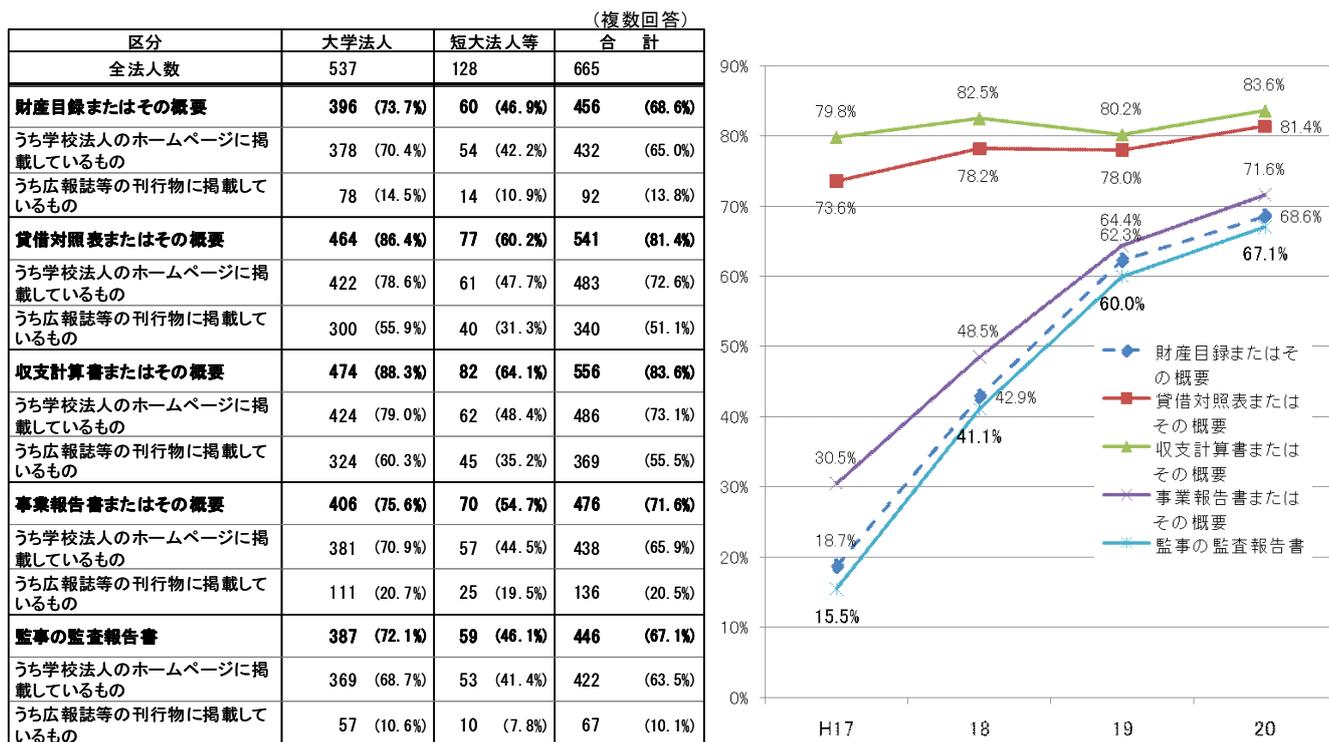
		大学法人	短大法人等	合計
全法人数	平成20年度	537	128	665
	平成19年度	530	138	668
財務情報等の一般公開を行っている法人	平成20年度	500 (93.1%)	96 (75.0%)	596 (89.6%)
	平成19年度	489 (92.3%)	108 (78.3%)	597 (89.4%)
公開方法	学校法人のホームページに掲載	427 (79.5%)	63 (49.2%)	490 (73.7%)
	広報誌等の刊行物に掲載	329 (61.3%)	46 (35.9%)	375 (56.4%)
	学内掲示板等に掲示	81 (15.1%)	27 (21.1%)	108 (16.2%)



注:

- ・単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合
- ・「大学法人」とは、大学を設置している学校法人(放送大学学園を除く)。「短大法人等」とは、大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人。
- ・「一般公開」とは、利害関係者への閲覧以外で広く一般(受験生等を含む。)に対し、学校法人等のホームページへの掲載、広報誌等の刊行物(パンフレット等を含む。)への掲載等の方法により、財務情報等を公開すること。
- ・「財務情報等」とは、平成19年度終了後2ヶ月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書。

② 一般公開の内容(ホームページ・広報誌等の刊行物について)



注:

- ・単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合
- ・「大学法人」とは、大学を設置している学校法人(放送大学学園を除く)。「短大法人等」とは、大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人。
- ・「一般公開」とは、利害関係者への閲覧以外で広く一般(受験生等を含む。)に対し、学校法人等のホームページへの掲載、広報誌等の刊行物(パンフレット等を含む。)への掲載等の方法により、財務情報等を公開すること。
- ・「財務情報等」とは、平成19年度終了後2ヶ月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書。

③ 私立学校法第47条に基づいて作成する「事業報告書」の記載内容

(平成20年度・複数回答)

		大学法人	短大法人等	合計
全法人数		537	128	665
法人の概要	設置する学校・学部・学科等	513 (95.5%)	120 (93.8%)	633 (95.2%)
	設置する学校・学部・学科等の入学定員	452 (84.2%)	107 (83.6%)	559 (84.1%)
	設置する学校・学部・学科等の収容定員	403 (75.0%)	92 (71.9%)	495 (74.4%)
	設置する学校・学部・学科等の入学者数	317 (59.0%)	85 (66.4%)	402 (60.5%)
	設置する学校・学部・学科等の在籍者数	497 (92.6%)	123 (96.1%)	620 (93.2%)
	理事・評議員・監事	479 (89.2%)	105 (82.0%)	584 (87.8%)
	教職員	495 (92.2%)	118 (92.2%)	613 (92.2%)
	建学の理念・教育目標	274 (51.0%)	58 (45.3%)	332 (49.9%)
法人の沿革	307 (57.2%)	52 (40.6%)	359 (54.0%)	
事業の概要	当該年度の事業の概要、主な事業の目的・計画、計画の進捗状況	529 (98.5%)	115 (89.8%)	644 (96.8%)
	入学志願者数、受験者数、合格者数等の入学試験に関する状況	224 (41.7%)	54 (42.2%)	278 (41.8%)
	卒業者数、修了者数、学位授与数等の状況	144 (26.8%)	34 (26.6%)	178 (26.8%)
	学生の就職・進学状況	216 (40.2%)	53 (41.4%)	269 (40.5%)
	今後の課題	163 (30.4%)	32 (25.0%)	195 (29.3%)
財務の概要	財務の概要を経年比較した内容	379 (70.6%)	84 (65.6%)	463 (69.6%)
	当該年度の決算の概要	435 (81.0%)	88 (68.8%)	523 (78.6%)
	主な財務比率	296 (55.1%)	47 (36.7%)	343 (51.6%)
	主な施設設備の整備状況	218 (40.6%)	46 (35.9%)	264 (39.7%)

注:

- ・単位は法人数。()内の数値は、全法人に対する割合
- ・「大学法人」とは、大学を設置している学校法人(放送大学学園を除く)。「短大法人等」とは、大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人。

私立学校法（抜粋）
（昭和二十四年法律第二百七十号）

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（抜粋）

平成16年7月23日 16文科高第304号

文部科学大臣所轄各学校法人理事長、各都道府県知事あて 文部科学省高等教育局私学部長通知

1. 財務情報の公開について

（1）閲覧に供することが義務付けられる書類の様式参考例等について

ア 今回の法改正により、閲覧に供することが義務付けられる書類は、次のとおりであること。

①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事による監査報告書

（略）

なお、学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）に従い貸借対照表及び収支計算書を作成している学校法人にあっては、これらを閲覧に供すれば足りること。（以下略）

（2）閲覧の対象者等について

ア 法第47条の規定による閲覧の対象者は、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人」であること。

ここにいう「利害関係人」とは、在学者のほか、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者を指すものであり、具体的には、例えば、

① 当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者

② 当該学校法人と雇用契約にある者

③ 当該学校法人に対する債権者、抵当権者

等がこれに該当すること。

したがって、例えば、当該学校法人の設置する私立学校の近隣に居住する者ということのみでは、利害関係人には該当しないこと。

また、当該学校法人の設置する私立学校に入学を希望する者については、当該学校法人において、入学する意思が明確に確認できると判断した場合等には、利害関係人に該当すると考えられること。

なお、これら法律による閲覧請求権が認められる者以外の者に対しても、各学校法人の判断により、積極的な情報公開の観点から、柔軟に対応することが望ましいこと。

私立学校振興助成法（抜粋）
（昭和五十年法律第六十一号）

（書類の作成等）

第十四条 第四条第一項又は第九条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

- 2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。
- 3 前項の場合においては、第一項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

学校法人会計基準（抜粋）
（昭和四十六年文部省令第十八号）

（計算書類）

第四条 学校法人が作成しなければならない計算書類は、次に掲げるものとする。

- 一 資金収支計算書及びこれに附属する次に掲げる内訳表
 - イ 資金収支内訳表
 - ロ 人件費支出内訳表
- 二 消費収支計算書及びこれに附属する消費収支内訳表
- 三 貸借対照表及びこれに附属する次に掲げる明細表
 - イ 固定資産明細表
 - ロ 借入金明細表
 - ハ 基本金明細表

○記載科目

私立学校法関係

私立学校振興助成法関係

貸借対照表

資産の部	
科 目	
固定資産	
有形固定資産	
土地	
・・・	
その他の固定資産	
借地権	
・・・	
流動資産	
現金預金	
・・・	
負債の部	
科 目	
固定負債	
長期借入金	
・・・	
流動負債	
短期借入金	
・・・	
基本金の部	
科 目	
第1号基本金	
第2号基本金	
第3号基本金	
第4号基本金	
消費収支差額の部	
科 目	
(何)年度消費支出準備金	
翌年度繰越消費収入超過額 (又は翌年度繰越消費支出超過額)	

貸借対照表

資産の部			
科 目			
大科目	中科目	小科目	
固定資産	有形固定資産	土地	
		建物	
	構築物		
教育研究用機器備品			
その他の機器備品			
図書			
車両			
建設仮勘定			
その他の固定資産	借地権		
	電話加入権		
	施設利用権		
	有価証券		
	収益事業元入金		
	長期貸付金		
	(何)引当特定預金		
	第3号基本金引当資産		
	現金預金		
	未収入金		
貯蔵品			
短期貸付金			
有価証券			
流動資産	現金預金		
	未収入金		
貯蔵品			
短期貸付金			
有価証券			
負債の部			
科 目			
大科目	小科目		
固定負債	長期借入金		
	学校債		
	退職給与引当金		
流動負債	短期借入金		
	学校債		
	手形債務		
	未払金		
	前受金		
	預り金		
	基本金の部		
	科 目		
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
消費収支差額の部			
科 目			
(何)年度消費支出準備金			
翌年度繰越消費収入超過額 (又は翌年度繰越消費支出超過額)			

私立学校法関係

収支計算書：資金収支計算書

収入の部	
科	目
学生生徒等納付金収入	
・	
・	
手数料収入	
・	
・	
寄付金収入	
・	
・	
補助金収入	
・	
・	
資産運用収入	
・	
・	
資産売却収入	
・	
・	
事業収入	
・	
・	
雑収入	
・	
・	
借入金等収入	
・	
・	
前受金収入	
・	
・	
その他の収入	
・	
・	

私立学校振興助成法関係

収支計算書：資金収支計算書

収入の部	
科	目
大科目	小科目
学生生徒等納付金収入	授業料収入 入学金収入 実験実習料収入 施設設備資金収入
手数料収入	入学検定料収入 試験料収入 証明手数料収入
寄付金収入	特別寄付金収入 一般寄付金収入
補助金収入	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入
資産運用収入	奨学基金運用収入 受取利息・配当金収入 施設設備利用料収入
資産売却収入	不動産売却収入 有価証券売却収入
事業収入	補助活動収入 附属事業収入 受託事業収入 収益事業収入
雑収入	廃品売却収入
借入金等収入	長期借入金収入 短期借入金収入 学校債収入
前受金収入	授業料前受金収入 入学金前受金収入 実験実習料前受金収入 施設設備資金前受金収入
その他の収入	(何)引当特定預金からの繰入収入 前期末未収入金収入 貸付金回収収入 預り金受入収入

支出の部	
科	目
人件費支出
教育研究経費支出
管理経費支出
借入金等利息支出
借入金等返済支出
施設関係支出
設備関係支出
資産運用支出
その他の支出

支出の部	
大科目	小科目
人件費支出	教員人件費支出 職員人件費支出 役員報酬支出 退職金支出
教育研究経費支出	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出 奨学費支出
管理経費支出	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出
借入金等利息支出	借入金利息支出 学校債利息支出
借入金等返済支出	借入金返済支出 学校債返済支出
施設関係支出	土地支出 建物支出 構築物支出 建設仮勘定支出
設備関係支出	教育研究用機器備品支出 その他の機器備品支出 図書支出 車両支出
資産運用支出	有価証券購入支出 (何)引当特定預金への繰入 支出 収益事業元入金支出 第3号基本金引当資産支出
その他の支出	貸付金支払支出 手形債務支払支出 前期末未払金支払支出 預り金支払支出 前払金支払支出

私立学校法関係

収支計算書：消費収支計算書

消費収入の部	
科	目
学生生徒等納付金
手数料
寄付金
補助金
資産運用収入
資産売却差額
事業収入
雑収入

私立学校振興助成法関係

収支計算書：消費収支計算書

消費収入の部	
大科目	小科目
学生生徒等納付金	授業料 入学金 実験実習料 施設設備資金
手数料	入学検定料 試験料 証明手数料
寄付金	特別寄付金 一般寄付金 現物寄付金
補助金	国庫補助金 地方公共団体補助金
資産運用収入	奨学基金運用収入 受取利息・配当金 施設設備利用料
資産売却差額	
事業収入	補助活動収入 附属事業収入 受託事業収入 収益事業収入
雑収入	廃品売却収入

消費支出の部	
科	目
人件費	
．．．	
教育研究経費	
．．．	
管理経費	
．．．	
借入金等利息	
．．．	
資産処分差額	
．．．	
徴収不能引当金繰入額（又は徴収不能額）	

消費支出の部	
大科目	小科目
人件費	教員人件費 職員人件費 役員報酬 退職給与引当金繰入額 （又は退職金）
教育研究経費	消耗品費 光熱水費 旅費交通費 奨学費 減価償却額
管理経費	消耗品費 光熱水費 旅費交通費 減価償却額
借入金等利息	借入金利息 学校債利息
資産処分差額 徴収不能引当金繰入額（又は徴収不能額）	